2　競争参加資格

次の⑴から⑿までの要件を全て満たす者（単体企業）又は⑴から⑿までの要件を全て満たす者により構成される特定建設共同企業体（「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年３月７日付け四国地方整備局長）に示すところにより、四国地方整備局長から「平成28―31年度横瀬川ダム本体建設工事」に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者。）であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　四国地方整備局における平成27・28年度一般競争参加資格のうち、「一般土木工事」の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　四国地方整備局における「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記）⑵の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成12年度以降に元請けとして、以下に示す工事（以下、「同種工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、参加希望者が共同企業体である場合にあっては全ての構成員が、平成12年度以降に元請けとして同種工事の施工実績を有していること。

・洪水吐を有する重力式コンクリートダム本体工事（ダム高50m以上）の施工実績を有すること。

なお、当該経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑹　提出する技術提案が適正であること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。なお、専任期間に本工事の準備期間を含まない事が出来る。

専任期間としては、平成28年７月下旬から平成31年９月下旬を予定している。

１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）ダム工事総括管理技術者の資格を有する者であること。

３）平成12年度以降に元請けとして、同種工事（上記⑸に掲げる工事）の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、参加希望者が経常建設共同企業体である場合にあっては構成員のうち１社の配置予定技術者が、特定建設共同企業体である場合にあっては代表構成員の配置予定技術者が、平成12年度以降に元請けとして同種工事（上記⑸に掲げる工事）の経験を有していること。

なお、当該経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

４）配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるのでその旨を明示することができる資料を添付すること。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

５）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

６）配置予定技術者は、建設業法第７条第２号及び第15条第２号に定められた技術者（営業所専任技術者）でないこと。ただし、本工事が専任を要しないもので、特例措置を全て満足する場合等はこの限りでない。

７）上記１）から５）について確認出来る書類を添付すること。その添付がされない場合は、入札に参加できない場合がある。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、本工事に申請書を提出した者の間において資本関係又は人的関係がある者については、資本関係又は人的関係がある者全ての競争参加を認めない。

⑾　建設業法（昭和24年法律第100号）の土木一式工事の許可を有する者であること。

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価落札方式に関する事項

⑴　評価項目及び評価の着目点　本工事の総合評価における評価項目及び評価の着目点は、次のとおりとする。

１）技術提案評価

ａ　「堤体コンクリートの確実な施工」に関する技術提案書

ｂ　「側水路、堤趾導流壁の確実な施工」に関する技術提案書

上記ａ、ｂに関する技術提案について評価する。

２）施工体制評価

ａ　品質確保の実効性　工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。

ｂ　施工体制確保の確実性　工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。

⑵　入札参加者は、「堤体コンクリートの確実な施工」に関する技術提案書及び「側水路、堤趾導流壁の確実な施工」に関する技術提案書と入札価格をもって入札する。ただし、実際の施工に際しては、３⑷によるものとする。

⑶　落札者の決定方法

１）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

２）標準点　１）の要件を満たす入札を行った者に対して、要求要件を満足する技術提案については、100点の標準点を与える。

３）加算点及び施工体制評価点

・３⑴１）ａ及びｂの評価項目について、ａの満点を40点、ｂの満点を20点として、評価基準に従って評価し、その内容に応じた加算点を与える。

・３⑴２）ａ及びｂについて、それぞれ総合的に優（15点）、良（５点）、可（０点）として、施工体制評価点を与える。

４）上記により得られる標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

５）評価値・基準評価値について　評価値は、基準評価値を下回らないこと。なお、基準評価値とは以下のとおりとする。評価値及び基準評価値の計算において予定価格と入札価格の単位は億円とする。

基準評価値＝100点（標準点）÷予定価格

（単位：億円）